

南島原市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、南島原市長から令和4年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和6年3月28日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 小嶋 光明

監査結果に基づく措置(通知書)

4南監第138号(令和5年3月24日付)分

建設部 建設課

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>(1) 補助金について</p> <p>令和3年度南島原市生活環境整備事業補助金の事業申請について、当該要綱第5条第3項に規定した期間外に提出されている事例が確認された。告示規定よりも所管課の事務手続及び申請者の都合を優先させており、適正な補助金交付事務が行われていない。現状の申請手続が要綱の規定に合致していない場合は、その要因、改善策を精査し、適正な審査が遂行できるよう規定の見直しも含めて検討されたい。</p>	<p>南島原市生活環境整備事業補助金交付要綱第5条第3項について、申請書の提出時期を「毎年度別に定める期日まで」と改正し、今後は、要綱に基づき、適正な補助金交付事務の執行を行います。</p> <p>また、申請期間等について要綱の見直しを行い、令和6年4月1日付けで要綱の一部改正を行います。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業認定及び補助金申請を一つにまとめ、事業年度での申請とする。・補助基準の変更(消費税額相当額を加える)・上記に伴う様式の変更

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p data-bbox="229 344 469 376">(1)補助金について</p> <p data-bbox="229 396 772 891">令和3年度南島原市道路愛護団体支援事業補助金の補助申請について、当該要綱第8条第2項に規定した期限を超過して提出されている事例が、全29件中26件で確認された。告示規定よりも申請者の都合を優先させており、適正な補助金交付事務が行われていない。現状の申請手続が要綱の規定に合致していない場合は、その要因、改善策を精査し、適正な審査が遂行できるよう規定の見直しも含めて検討されたい。</p>	<p data-bbox="813 396 1356 685">道路愛護団体支援事業実施要綱の第8条第2項に規定している、「申請書を提出することができる時期」について、適切な時期の見直しと、併せて事業内容の見直しの検討を行い、令和6年4月1日付けで要綱の一部改正を行います。</p> <p data-bbox="837 757 1214 788">主な改正は以下のとおりです。</p> <ul data-bbox="813 808 1356 1043" style="list-style-type: none"><li data-bbox="813 808 1356 891">・申請の提出期間を4月10日から5月15日に変更<li data-bbox="813 911 1356 943">・構成人数を10人以上から5人以上に変更<li data-bbox="813 963 1356 1043">・活動内容を500メートル以上の区間を300メートルの区間に変更